

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子 様

総務委員長 岩 田 康 男

総務委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成22年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成22年10月13日（水）、10月14日（木）

2 視察先

多治見市（岐阜県）、姫路市（兵庫県）

3 視察項目

(1) 総合計画に基づく計画行政について（多治見市）

本市では、現行の第3次基本計画が平成22年度で期間満了を迎えるに当たり、第4次基本計画の策定に向けた取り組みを進めている。第4次基本計画は計画期間を従前の10年から12年とし、改定の時期を市長の任期と連動させて4年ごととするとともに、並行して改定を行う20を超える主要な個別計画についても基本的に同様の仕組みとすることにより、計画全般の策定期間・改定期間を有権者の参加機会である選挙に連動させるという「地域主権」と「マニフェスト」の時代にふさわしい計画行政を模索する取り組みが行われている。このことから、市議会としても、市長選挙ごとにマニフェストを総合計画に反映させるなど、実行性のある計画行政を推進している多治見市の取り組みの効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

(2) 姫路市防災センター（姫路市）

本市では、市民センター周辺地区に公共施設の集約化を図るため、独立行政法人都市再生機構との連携による「防災公園街区整備事業」を活用した施設整備を検討している。当該施設整備に当たっては、防災機能のネットワークの中心となる防災拠点施設として、災害発生時には災害対策本部を設置・運営し情報の収集・伝達・共有化など他機関との連携を図るとともに、最前線の救援

活動の場、物資輸送等の拠点、給水活動の拠点などを担う施設としての整備が課題となっている。このことから、市議会としても、防災拠点として高い耐震性能を備えるとともに、防災関係機関と災害情報などを共有し迅速な状況把握、情報伝達、災害対応が可能な拠点として整備されている姫路市の防災センターの視察を行った。

4 出張者

(1) 総務委員

岩田 康男、渥美 典尚、粕谷 稔、伊東 光則、高谷真一郎、
半田 伸明、石井 良司

(2) 同行職員

企画部調整担当部長 竹内 富士夫

(3) 随員職員

議会事務局副主幹 藤井 泰男

多治見市

総合計画に基づく計画行政について

1 多治見市総合計画の特色

多治見市では、策定自体が「イベント」化し、理念先行、予算編成との不整合などのさまざまな課題点が指摘されるこれまでの総合計画のあり方を見直し、予算編成や具体の事業執行に整合性と責任を有した、具体的かつ実行性ある計画づくりに向けた取り組みを進めてきた。そのために、多治見市では第5次総合計画（計画期間：平成13年度～平成19年度）の策定に当たり、(1)首長任期と計画期間との整合、(2)計画期間内事業の明確化、(3)責任所在の明確化、(4)実行計画の策定と公表などの他市にない特色ある方向性を打ち出すとともに、平成16年度に行われた同計画の後期計画見直し時においては、首長の「マニフェスト」を計画に反映させる取り組みや全事業に優先順位を付与するなど新たな取り組みを推進した。さらに、第6次総合計画（計画期間：平成20年度～平成27年度）の策定に当たっては、平成18年に制定した多治見市市政基本条例において、総合計画を「市の政策を定める最上位の計画」と位置づけ、策定に当たり市民の参加と議会の議決を義務づけるとともに、平成19年には「多治見市健全な財政に関する条例」を制定し、財政の規律化を図ることでその実行性を担保する仕組みづくりを図ったところである。

2 総合計画と首長任期の連動（第6次総合計画におけるフロー）

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
策定⇒	第6次総合計画 基本構想								
	基本計画（前期）								7次総策定へ
				見直し⇒	基本計画（後期）				
	実行計画								
	見直し→	実行計画							
		見直し→	実行計画						
マニフェスト				マニフェスト				マニフェスト	
首長任期				首長任期					
首長選挙				首長選挙				首長選挙	

（多治見市提供視察資料より）

- (1) 基本構想、基本計画については、その期間を8年間（平成20年度から平成27年度まで）とする。

- (2) 基本計画の前半4年間を前期計画、後半4年間を後期計画（展望計画）とする。
- (3) 実行計画は、常に4年間の計画を保有するシステムとする。
- (4) 市長マニフェストを市の政策として実行していく上で、総合計画の中に位置づけ、より政策実行型の計画とし、市長の任期ごとに見直しを行う。
- (5) 基本計画の見直しに当たっては、多治見市市民参加条例、多治見市パブリック・コメント手続条例に定める市民参加を図る。

3 基本となる条例

(1) 多治見市市政基本条例（平成18年9月28日条例第41号）（抜粋）

（総合計画）
<p>第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。</p> <p>2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。</p> <p>3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。</p> <p>4 <u>総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想と基本計画について議会の議決を経て、策定されます。</u></p> <p>5 <u>総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。</u></p> <p>6 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。</p> <p>7 市は各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。</p>

(2) 多治見市健全な財政に関する条例（平成19年12月17日条例第48号）（抜粋）

（総合計画策定における原則）
<p>第16条 <u>市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければなりません。</u></p> <p>2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、当該施策又は見直しに当たって策定又は見直しされた実行計画の計画期間内における各年度について、次に掲げる事項を基本構想に記載しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般会計における歳入の見込み (2) 一般会計における歳出の計画額 (3) 財政判断指数の見込み <p>3 前項第1号に規定する歳入の見込みは、想定される複数の状況について推計され、</p>

基調となる傾向が示されなければなりません。

4 総合計画は、前項の規定による基調となる傾向に沿って、策定されなければなりません。

(中期財政計画)

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定しなければなりません。

(1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

(2) 財政判断指数の見込み及びその算定に当たっての必要な数値

(3) 財政調整基金等の財政運営に関する基金の残高

2 第16条第3項の規定は、前項第1号に規定する歳入の見込みについて準用します。

3 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算を議会に提出するに当たっては、中期財政計画を併せて提出しなければなりません。

4 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、その概要を公表するに当たっては、中期財政計画を併せて公表しなければなりません。

4 総合計画に基づく財政規律の維持

(1) 実行計画期間内における一般会計の歳出計画額 単位：億円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳出計画額	319	339	315	320

(2) 歳入の予測値の幅について 単位：億円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
予測値の上限	326	341	319	324
予測値の下限	312	327	306	310

(3) 実行計画期間内における財政判断指数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
償還可能年数	9.2年	9.8年	9.8年	10.6年
経費硬直率	70.9%	71.7%	71.7%	71.9%
財政調整基金充足率	16.8%	15.9%	14.8%	13.5%
経常収支比率	87.3%	88.7%	87.5%	87.9%

(多治見市提供視察資料より)

実行計画期間内の歳出計画額は、歳入の予想値の上限と下限の範囲内で推移している。ただし、予想値のほぼ上限で推移しており、歳入の状況によっては、優先度をもとに事業の規模、実施時期等について検討する必要がある。実行計画期間内の財政判断指数は、すべて財政健全基準の範囲内である。ただし、大規模事

業の実施に伴い負債の額が増えるため、償還可能年数は長期化する見込みである。また、経費硬直率、経常収支比率はともに、福祉的経費の増加や税収の減少等の理由から、現状よりもやや上昇すると予測している。さらに、財政調整基金充足率は、事業の実施に当たり既存の基金の一部を一定の範囲内で取り崩すことから低下する見込みである。

5 基本計画の議決事項化

平成17年9月議会に、多治見市自治体基本条例として、第6条第4項に、基本計画を含めて議決事項とする執行部提案があり、特別委員会で議論を重ねる中、基本計画については、1年間の継続審査の議論で議決事項から削除することが望ましいとの多数意見があり、名称を多治見市市政基本条例案として「基本計画」を議決事項から除く形で、平成18年9月議会に再提案され、本会議で原案可決された。しかしながら、平成18年には、地方自治法の一部改正において議会機能の強化が図られるとともに、夕張市の財政破綻が表面化し、財務と事業計画の整合性を含めた議会のチェック機能が問題とされるようになった。また、全国市議会議長会などでは、さらなる議会の審査機能の強化を図るべきであると、広範にわたる議論がなされた。こうした時代背景などもあり、多治見市の政策のかなめとなる総合計画において、基本構想のみを議決事項とすることでいいのか、基本構想のみではなく、総合計画の根幹をなす基本計画においても、議会でしっかりと議論することが議会の役割であるとの結論に達し、平成19年12月議会において、多治見市市政基本条例の一部を改正する条例が議員提出議案として提案され可決された。

◎ 主な質疑

- ・「多治見市財政緊急事態宣言」と行政改革の推進について
- ・総合計画を市長任期とリンクさせるメリットについて
- ・総合計画における市長マニフェストの位置づけについて
- ・市長マニフェストの実現と多治見市健全な財政に関する条例の整合性について
- ・市長マニフェストに掲げた事業を議会が修正した具体的な事例について
- ・平成17年に提案された条例案から基本計画の議決を削除した理由について

◎ 主な提供資料

- ・第6次多治見市総合計画（2008－2015）
- ・総合計画に基づく市政運営
- ・多治見市市政基本条例
- ・多治見市健全な財政に関する条例

姫路市防災センター

1 施設整備の目的と経緯等

(1) 目的

近年、大規模自然災害や事故等が国内外で多発し、社会基盤を覆すほどの甚大な被害を及ぼしているほか武力攻勢や大規模テロ、感染症等への対策が指摘されており、今までにない新たな対応を迫られている。姫路市では市域を横断する山崎断層帯を震源とする直下型地震や東南海・南海地震などの大規模地震の発生が危惧されており、



姫路市防災センター

市民の安全・安心を維持向上させていくための中枢拠点施設として防災センターを整備し、消防防災・危機管理体制の充実強化を図った。この防災センターは最新のICT（情報通信技術）を駆使した施設であり、災害発生時に関係部局及び関係機関と連携して災害対策を進めることができる消防防災活動の中枢機能を果たす施設として、また、平常時には市民や自主防災組織、消防団等が防災に関する学習や体験ができる施設として、姫路市役所に隣接した場所に建設された。

(2) 経緯

- 平成13年9月 「姫路市における消防力の整備に関する懇談会」を設置
- 平成14年3月 「姫路市における消防力の整備に関する提言」を市長に提出
- 平成14年11月 「姫路市消防力整備計画」を市長に提出
- 平成15年2月 （仮称）姫路市防災センター建設準備推進チームを設置
- 平成15年4月 （仮称）姫路市防災センター基本計画を策定
- 平成15年12月 基本設計
- 平成16年1月 （仮称）姫路市防災センター整備推進委員会を設置
- 平成16年5月 実施設計
- 平成17～18年度 庁舎建設・システム構築
- 平成19年4月 運用開始

(3) 市議会要望

- 平成7年度～15年度 予算編成における会派要望
- 平成9年度～14年度 総務常任委員会質問 計5回

2 施設の概要

(1) 敷地等

- ア 場 所 姫路市三左衛門堀西の町3番地
イ 敷地面積 1,932.99㎡
ウ 用途地域 商業地域

(2) 構造規模等

- ア 構 造 鉄筋コンクリート造6階建（基礎免震構造）
イ 延床面積 6,614.87㎡
ウ 建築面積 1,296.73㎡
エ 建 築 高 29.34m（無線塔地上高56.84m）

(3) 事業費

- ア 本体工事・展示工事 2,488,500千円
イ 消防防災総合情報システム・7年メンテナンスリース 1,458,828千円
3,947,328千円

(4) 各階主要用途

- ア 1階
防災展示・体験施設（574㎡）、消防車庫（254㎡）、出動準備室（52㎡）、
救急消毒室（13㎡）
- イ 2階
消防課（215㎡）、生活スペース（仮眠室（7㎡）22室・食堂（49㎡）・
待機室（23㎡））、トレーニング室（47㎡）
- ウ 3階
総務課・予防課（312㎡）、防火相談室（29㎡）、局長室（27㎡）、作戦
会議室（30㎡）、会議室（62㎡・71㎡）、文書保存書庫（118㎡）
- エ 4階
高機能消防指令センター（情報指令課（94㎡）・指令センター（175
㎡））、コンピューター室（98㎡）、見学室（47㎡）、生活スペース
（仮眠室（7㎡）12室）
- オ 5階
災害対策本部対策室（311㎡）、災害対策本部会議室（158㎡）、情報処理
室（51㎡）、会議室（30㎡）、危機管理室事務室（98㎡）
- カ 6階
防火防災指導室（122㎡）、備蓄倉庫（20㎡）、防災関係機関会議室（83
㎡）

キ R階

無線通信機室 (44㎡)、屋内消火栓放水訓練場 (屋上)

ク 訓練室 (防災センター東面に設置)

ロープブリッジ救出訓練室 (26㎡・33㎡)、煙・排煙訓練室 (33㎡)、立
抗訓練室 (32㎡)

(5) 特殊装置・設備

ア 基礎免震装置：29基 (鉛入り積層
ゴム16基・転がり支承 9基・粘性
減衰装置 4基)

イ 無線塔 (地上高約56.84m)：監
視カメラ33倍ズーム (昼夜間監視可
能)

ウ 非常用自家発電設備：320KVA×2基
(72時間対応)

エ 太陽光発電システム：10KW

オ 飲料水兼用耐震性貯水槽：100㎡ 災害対策要員用、災害時消火用水

カ 雨水貯水槽：100㎡ 便所、洗車等に使用、災害時消火用水

キ 汚水貯水槽：120㎡ 下水道の使用不能時の汚物貯留槽 (3日対応)

ク 屋上緑化：140㎡ 断熱作用による省エネ効果

ケ 多目的便所：身障者用、オストメイト、ベビーシート、簡易ベッド

コ ハートビル法適用：建物の通路や段差などバリアフリー化

サ ライトシェルフ：直射日光の入射を低減 (省エネ効果)



基礎免震装置

3 防災情報システム

姫路市では災害対策本部に最新映像
機器を備えた会議室等を整備し、地
域公共ネットワークを使用した全庁
的な防災情報システムを構築した。
これにより、災害対策本部を中心と
して関係部局をネットワークで結ぶ
とともに、防災関係機関と災害情報
などを共有し迅速な状況把握、情報
伝達、災害対応が可能となった。



災害対策本部会議室

(1) 情報の収集

災害対策本部では、平常時から高所監視カメラ、震度情報ネットワーク、気
象情報システムなどにより災害監視を行っている。災害発生時は、情報処理室

の受付専用電話により市民からの情報を集中的に受け付けたり、災害情報や関連情報を関係機関などからも収集するなど総合的に情報収集を行う。

(2) 情報の共有と分析

収集したさまざまな災害情報を大型プロジェクターにより一元的に、また、いろいろな角度から表示し、状況の把握及び情報の共有を効率的に行う。

(3) 災害対策活動と市民への情報提供

収集・分析された情報は、災害対策本部から電話、無線、専用端末を通じて市職員や防災関係機関に伝えられ、災害対策活動が開始される。また市民には、市ホームページ、Eメール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、広報車、防災行政無線等で避難勧告などの防災情報を知らせる。

4 高機能消防指令システム

(1) 指令時間の短縮

本システムでは、119番通報受付と並行して音声合成装置により自動的に指令をかけることができ、指令時間の大幅な短縮が実現した。



高機能消防指令システム

(2) 効率的な車両運用

各車両には、GPS付き車両運用端末装置が設置され、常に現在地を把握している。自動出動指定装置と連携し、災害の場所や種別、規模から最適な車両を瞬時に選定し、署所や車両に対して出動指令を行う。

(3) 現場と指令センターの情報共有

車両運用端末装置や車載カメラなどにより現場の情報を指令センターと共有し、的確な指令業務を行うことができる。

(4) 防災情報システムとの連携

高機能消防指令システムの各種情報を防災情報システムにリアルタイムに提供する。災害活動に必要なさまざまな情報を指令センターと災害対策本部で共有化し、より一体的、効率的な災害活動を可能にする。

5 施設の主な特徴

(1) 阪神・淡路大震災の教訓を生かした設計、環境保全に対応した施設で、汚水処理施設の確保、自家発電装置・飲料水兼用耐震性貯水槽を設置している。

(2) 地震発生時には建物及び防災情報システム・高機能消防指令システムなどの中枢機能が被害を受けない免震構造を採用している。

◎ 主な質疑

- ・ 本施設整備に伴う市民の防災意識の変化について
- ・ 基礎的自治体として最低限備えるべき防災機能の考え方について
- ・ 自衛隊ホットラインの運用方法とガイドラインの有無について
- ・ 災害時要援護者台帳の活用と個人情報保護について
- ・ 消防広域化のメリットとデメリットについて

◎ 主な提供資料

- ・ 姫路市防災センター（調査事項）
- ・ 姫路市防災センターのご案内
- ・ 姫路市防災センター施設概要
- ・ 姫路市消防防災総合情報システム
- ・ 姫路市消防年報

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。